

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

耕地課

【告示】

（県例規集登載）

○ 人事行政の運営等の状況の公表

人事課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

障害福祉課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 土砂災害警戒区域の指定の解除

防災砂防課

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

土砂災害警戒区域等の指定

〃

〃

〃

【公告】

○ 土地改良区役員の就任届

耕地課

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

○ 公共測量の実施

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○

○

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

○ 落札者等の決定

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第四百九十九号

岡山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年岡山県条例第六号）
第六条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

人事行政の運営等の状況

岡 山 県

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

目 次

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況	1
2 職員の給与の状況	22
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	36
4 職員の休業の状況	37
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	42
6 職員のサービスの状況	42
7 職員の研修及び人事評価の状況	43
8 職員の退職管理の状況	45
9 職員の福祉及び利益の保護の状況	47
10 その他	48
(別紙1) 特殊勤務手当の状況	49
(別紙2) 特別休暇の概要	59
(別紙3) 早期退職に係る募集実施要項	65

二 令和元年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	80
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	84
3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	87
4 不利益処分に関する審査請求の状況	87

一 人事行政の運営の状況

1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和元年	令和2年		
福祉関係を 除く一般行 政部門	議 会	32	32		
	総 務	631	627	△4	事務の統廃合縮小
	税 務	227	225	△2	事務の統廃合縮小
	労 働	73	75	2	業務推進
	農 水	953	953		
	商 工	183	179	△4	復旧・復興業務の縮小
	土 木	821	824	3	防災・減災業務の推進
	小 計	2,920	2,915	△5	
福祉関係	民 生	360	369	9	業務推進
	衛 生	547	560	13	業務推進
	小 計	907	929	22	
一 般 行 政 計		3,827	3,844	17	
特別行政	教 育	12,055	12,406	351	法令等の制定改正
	警 察	4,047	4,058	11	欠員補充
	小 計	16,102	16,464	362	
公営企業等	病 院	0	0		
	下 水 道	7	8	1	業務推進
	そ の 他	127	126	△1	育休代替任期付職員の減少
	小 計	134	134		
合 計		20,063	20,442	379	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(注2) 短時間勤務職員を除く。ただし、「(3)等級及び職制上の段階ごとの職員数」には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を含めている。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

(2) 会計年度任用職員（短時間勤務を除く）の部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和元年	令和2年		
福祉関係を 除く一般行 政部門	議 会	—	0		
	総 務	—	27		
	税 務	—	7		
	労 働	—	0		
	農 水	—	13		
	商 工	—	0		
	土 木	—	31		
	小 計	—	78		
福祉関係	民 生	—	12		
	衛 生	—	7		
	小 計	—	19		
一 般 行 政 計		—	97		
特別行政	教 育	—	83		
	警 察	—	21		
	小 計	—	104		
公営企業等	病 院	—	0		
	下 水 道	—	0		
	そ の 他	—	8		
	小 計	—	8		
合 計		—	209		

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和2年4月1日現在）

①知事部局

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	556 (0) (173)	15.2%	主事 技師 学芸員	393 162 1	556 (0) (173)	15.2%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	287 (7) (12)	7.9%	主事 技師	167 120	287 (7) (12)	7.9%	主事 ^{高度} 級
3級	主任の職務	681 (147) (1)	18.6%	総括主任 主幹 主任 学芸員 准教授	18 1 657 1 4	681 (147) (1)	18.6%	主任級
4級	主幹の職務	513 (0) (0)	14.0%	総括主幹 主幹 課長補佐 主任学芸員 教授	21 488 1 1 2	513 (0) (0)	14.0%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	1,090 (0) (0)	29.8%	総括副参事 副参事 課長 副課長 課長補佐 室長 主幹 副校長 教頭 所長 次長 副館長 主任学芸員 教授	296 728 40 4 2 3 7 1 1 1 2 1 1 1 3	1,090 (0) (0)	29.8%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	395 (0) (0)	10.8%	課長 副課長 課長代理 総括参事 参事 室長 室長代理 地域農林水産事業部長 地域建設部長 部長 次長 副部長 校長 副校長 所長 副所長	87 22 2 135 68 9 1 6 6 2 16 18 4 2 16 1	395 (0) (0)	10.8%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	83 (0) (0)	2.3%	課長 室長 参与 所長 部長 場長 次長 校長 副管理者	52 1 5 3 12 1 7 1 1	83 (0) (0)	2.3%	困難課長級

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	29 (0) (1)	0.8%	次長	11	29 (0) (1)	0.8%	次長級
				所長	4			
				参与	3			
				局長	2			
				センター長	1			
				政策推進監	1			
				地域活性化推進監	1			
				文化スポーツ振興監	1			
				福祉政策企画監	1			
				産業戦略監	1			
				食農政策企画監	1			
				技術総括監	1			
				管理者	1			
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	18 (0) (0)	0.5%	部長	7	18 (0) (0)	0.5%	部長級
				局長	8			
				危機管理監	1			
				知事室長	1			
				所長	1			
合計		3,652 (154) (187)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	5 (0) (1)	2.3%	技師	5	5 (0) (1)	2.3%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	86 (14) (0)	39.8%	主任	1	86 (14) (0)	39.8%	研究員級
				研究員	51			
				技師	34			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	95 (0) (0)	44.0%	室長	4	95 (0) (0)	44.0%	専門研究員級
				総括主幹	1			
				専門研究員	88			
				副参事	2			
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	24 (0) (0)	11.1%	所長	2	24 (0) (0)	11.1%	特別研究員級
				副所長	4			
				参事	1			
				総括研究員	1			
				特別企画専門員	5			
				特別研究員	11			
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	6 (0) (0)	2.8%	所長	3	6 (0) (0)	2.8%	困難所長級
				副所長	1			
				次長	2			
合計		216 (14) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	10 (0) (0)	38.5%	技師	10	10 (0) (0)	38.5%	技師級
2級	保健所の課長の職務	4 (0) (0)	15.4%	主任	4	4 (0) (0)	15.4%	課長級
3級	保健所の長の職務	5 (0) (0)	19.2%	副参事	2	5 (0) (0)	19.2%	所長級
				主幹	3			
4級	困難な業務を所掌する保健所の長の職務	7 (0) (0)	26.9%	所長	6	7 (0) (0)	26.9%	困難所長級
				参与	1			
合計		26 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	22 (0) (0)	15.6%	技師	22	22 (0) (0)	15.6%	高度技師級
3級	主任の職務	18 (0) (0)	12.8%	主任	18	18 (0) (0)	12.8%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	23 (9) (0)	16.3%	主任	23	23 (9) (0)	16.3%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	58 (0) (0)	41.1%	課長	1	58 (0) (0)	41.1%	副参事級
				次長	3			
				総括副参事	4			
				副参事	34			
				主幹	16			
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	19 (0) (0)	13.5%	所長	6	19 (0) (0)	13.5%	所長級
				課長	7			
				総括参事	6			
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	1 (0) (0)	0.7%	所長	1	1 (0) (0)	0.7%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		141 (9) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	17 (0) (0)	15.7%	技師	17	17 (0) (0)	15.7%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	22 (0) (0)	20.4%	技師	22	22 (0) (0)	20.4%	高度技師級
4級	主任の職務	29 (6) (0)	26.9%	主任	29	29 (6) (0)	26.9%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	29 (0) (0)	26.9%	総括副参事	10	29 (0) (0)	26.9%	副参事級
				副参事	16			
				主幹	3			
6級	保健所の課長の職務	11 (0) (0)	10.2%	課長	9	11 (0) (0)	10.2%	課長級
				総括参事	2			
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		108 (6) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

②教育委員会

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	181 (0) (0)	15.9%	主事	68	181 (0) (0)	15.9%	主事級
				司書	7			
				学芸員	1			
				事務主事	105			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	122 (8) (0)	10.7%	主事	58	122 (8) (0)	10.7%	主事 ^{高度} 級
				技師	1			
				司書	2			
				学芸員	1			
				事務主事	60			
3級	主任の職務	257 (19) (0)	22.6%	総括主任	4	257 (19) (0)	22.6%	主任級
				主任	150			
				指導主事(主任)	21			
				社会教育主事(主任)	3			
				司書(主任)	15			
				学芸員(主任)	1			
				事務主任	63			
4級	主幹の職務	232 (0) (0)	20.4%	総括主幹	57	232 (0) (0)	20.4%	主幹級
				主幹	86			
				指導主事(主幹)	33			
				社会教育主事(主幹)	3			
				司書(主幹)	1			
				学芸員(主幹)	2			
				事務主幹	50			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	247 (0) (0)	21.7%	総括副参事	67	247 (0) (0)	21.7%	副参事級
				副参事	16			
				課長	7			
				事務長	27			
				副課長	3			
				指導主事(副参事)	10			
				社会教育主事(副参事)	1			
				司書(副参事)	10			
				事務副参事	106			
				6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務			
室長	1							
副課長	5							
総括参事	7							
参事	10							
事務部長	36							
部長	3							
次長	7							
副館長	1							
副館長心得	1							
統括学芸員	0							
事務参事	6							

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	13 (0) (0)	1.1%	課長	6	13 (0) (0)	1.1%	困難課長級
				所長	3			
				館長	0			
				次長	1			
				企画調整監	1			
				事務局長	2			
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	3 (0) (0)	0.3%	教育次長	1	3 (0) (0)	0.3%	次長級
				所長	1			
				館長	1			
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	1 (0) (0)	0.1%	教育次長	1	1 (0) (0)	0.1%	部長級
合計		1,138 (27) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

教育職（一）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校, 中等教育学校又は特別支援学校の講師, 養護助教諭, 実習助手又は寄宿舎指導員の職務	89 (11) (0)	2.2%	実習助手	41	89 (11) (0)	2.2%	1級
				寄宿舎指導員	48			
2級	高等学校, 中等教育学校又は特別支援学校の教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,573 (251) (0)	87.6%	教諭	3,292	3,573 (251) (0)	87.6%	2級
				養護教諭	103			
				栄養教諭	11			
				主任実習助手	128			
				主任寄宿舎指導員	23			
				指導主事	16			
特2級	高等学校, 中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	175 (0) (0)	4.3%	主幹教諭	64	175 (0) (0)	4.3%	特2級
				指導教諭	109			
				指導主事	2			
3級	高等学校, 中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	169 (0) (0)	4.1%	副校長	49	169 (0) (0)	4.1%	3級
				教頭	120			
4級	高等学校, 中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	75 (5) (1)	1.8%	校長	75	75 (5) (1)	1.8%	4級
合計		4,081 (267) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については, 上段が再任用, 下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は, 端数処理のため, 100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

教育職（二）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	中学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務	50 (0) (0)	86.2%	教諭	47	50 (0) (0)	86.2%	2級
				養護教諭	3	(0)		
特2級	中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	5 (0) (0)	8.6%	主幹教諭	2	5 (0) (0)	8.6%	特2級
				指導教諭	3	(0)		
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	3 (0) (0)	5.2%	副校長	3	3 (0) (0)	5.2%	3級
4級	中学校の校長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	4級
合計		58 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	高度技師級
3級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	2 (0) (0)	100.0%	主任	2	2 (0) (0)	100.0%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (1)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	所長級
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		2 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (0)	100.0%	技師	1	1 (0) (0)	100.0%	技師級 高度
4級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		1 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

小・中学校給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	小学校又は中学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務	5,667 (287) (0)	83.7%	教諭	5,162	5,667 (287) (0)	83.7%	2級
				養護教諭	386			
				栄養教諭	99			
				指導主事	20			
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	262 (0) (0)	3.9%	主幹教諭	98	262 (0) (0)	3.9%	特2級
				指導教諭	162			
				指導主事	2			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	442 (0) (0)	6.5%	副校長	27	442 (0) (0)	6.5%	3級
				教頭	412			
				指導主事	3			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	401 (5) (0)	5.9%	校長	401	401 (5) (0)	5.9%	4級
合計		6,772 (292) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

③警察本部

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	47	10.7%	主事	39	47	10.7%	主事級	
		(0)		技師	8	(0)			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	63	14.3%	主任主事	55	63	14.3%	主事 高度級	
		(0)		主任技師	8	(0)			
3級	主任の職務	125	28.4%	係長	75	125	28.4%	主任級	
		(0)		班長	5	(0)			
		(0)		主任	45	(0)			
4級	主幹の職務	90	20.5%	課長補佐	22	90	20.5%	主幹級	
		(0)		署長補佐	1				(0)
		(0)		課長	6				(0)
		(0)		係長	61				(0)
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	72	16.4%	課長補佐	44	72	16.4%	副参事級	
		(0)		隊長補佐	3				(0)
		(0)		署長補佐	4				(0)
		(0)		上席鑑定官	2				(0)
		(0)		室長	1				(0)
		(0)		センター長	1				(0)
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	40	9.1%	課長	1	40	9.1%	課長級	
		(1)		理事官	22				(1)
		(0)		調査官	3				(0)
		(0)		室長	1				(0)
		(0)		管理官	5				(0)
		(0)		センター長	1				(0)
		(0)		副署長	5				(0)
		(0)		所長	1				(0)
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	2	0.5%	参事官	2	2	0.5%	困難課長級	
		(0)							(0)
		(0)							(0)
		(0)							(0)
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1	0.2%	参事官	1	1	0.2%	次長級	
		(0)							(0)
		(0)							(0)
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0	0.0%			0	0.0%	部長級	
		(0)							(0)
		(0)							(0)
合計		440							
		(1)							
		(0)							

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	380 (0) (0)	10.6%	巡査	380	380 (0) (0)	10.6%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	588 (0) (0)	16.4%	巡査長	581	588 (0) (0)	16.4%	
				巡査	7			
3級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	724 (0) (0)	20.2%	主任	382	724 (0) (0)	20.2%	主任級
				巡査長	342			
4級	係長の職務 専門官の職務 警察署の課長の職務 困難な業務を行う主任の職務	1,048 (3) (0)	29.2%	係長	357	1,048 (3) (0)	29.2%	係長級
				専門官	1			
				課長	2			
				主任	688			
5級	警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う専門官の職務	542 (15) (0)	15.1%	課長補佐	23	542 (15) (0)	15.1%	課長補佐級
				課長	53			
				係長	392			
				専門官	74			
6級	次長の職務 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	187 (1) (0)	5.2%	次長	12	187 (1) (0)	5.2%	次長級
				課長補佐	66			
				課長	74			
				副隊長	4			
				隊長補佐	2			
				指導官	7			
				通信指令官	3			
				検視官	1			
				対策官	2			
				聴聞官	1			
				室長	2			
				副署長	11			
				幹部派出所長	1			
				幹部交番所長	1			

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

7級	警察本部の課長の職務 警察署の長の職務 理事官又は監察官の職務 困難な業務を行う次長の職務	79 (1) (0)	2.2%	課長	7	79 (1) (0)	2.2%	課長級
				隊長	4			
				署長	1			
				理事官	19			
				調査官	2			
				企画官	1			
				管理官	5			
				指導官	7			
				対策官	3			
				検視官	1			
				室長	3			
				副校長	1			
				副署長	11			
				刑事官	6			
地域安全官	4							
交通官	4							
8級	参事官の職務 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 困難な業務を所掌する警察署の長の職務	29 (0) (0)	0.8%	参事官	18	29 (0) (0)	0.8%	参事官級
				署長	11			
9級	警察本部の部長の職務 困難な業務を所掌する参事官の職務 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務	16 (0) (0)	0.4%	部長	1	16 (0) (0)	0.4%	部長級
				総務統括官	1			
				校長	1			
				参事官	5			
				署長	8			
合計		3,593 (20) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1 (0) (0)	4.5%	技師	1	1 (0) (0)	4.5%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする 業務を行う技師の職務	12 (0) (0)	54.5%	研究員	6	12 (0) (0)	54.5%	研究員級
				主任技師	6			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	6 (0) (0)	27.3%	専門研究員	6	6 (0) (0)	27.3%	専門研究員級
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	3 (0) (0)	13.6%	理事官	2	3 (0) (0)	13.6%	特別研究員級
				特別研究員	1			
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	0 (0) (0)	0.0%	所長	0	0 (0) (0)	0.0%	困難所長級
合計		22 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%	技師	0	0 (0) (0)	0.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	2 (0) (0)	66.7%	主任技師	2	2 (0) (0)	66.7%	技師級 高度
4級	主任の職務	1 (0) (0)	33.3%	主任	1	1 (0) (0)	33.3%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
	合計	3 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のカッコ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

④企業局

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	12 (0) (1)	10.8%	主事	5	12 (0) (1)	10.8%	主事級
				技師	7			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	11 (0) (0)	9.9%	主事	3	11 (0) (0)	9.9%	高度主事級
				技師	8			
3級	主任の職務	23 (1) (0)	20.7%	総括主任	1	23 (1) (0)	20.7%	主任級
				主任	22			
4級	主幹の職務	19 (0) (0)	17.1%	総括主幹	1	19 (0) (0)	17.1%	主幹級
				主幹	18			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	29 (0) (0)	26.1%	総括副参事	10	29 (0) (0)	26.1%	副参事級
				副参事	19			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	12 (0) (0)	10.8%	課長	5	12 (0) (0)	10.8%	課長級
				室長	1			
				総括参事	4			
				次長	2			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	4 (0) (0)	3.6%	課長	1	4 (0) (0)	3.6%	困難課長級
				次長	1			
				所長	2			
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.9%	局長	1	1 (0) (0)	0.9%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%	/	/	0 (0) (0)	0.0%	部長級
合計		111 (1) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
						平成29年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	1,911,722	679,466,344	1,429,237	191,144,647	28.1	28.5

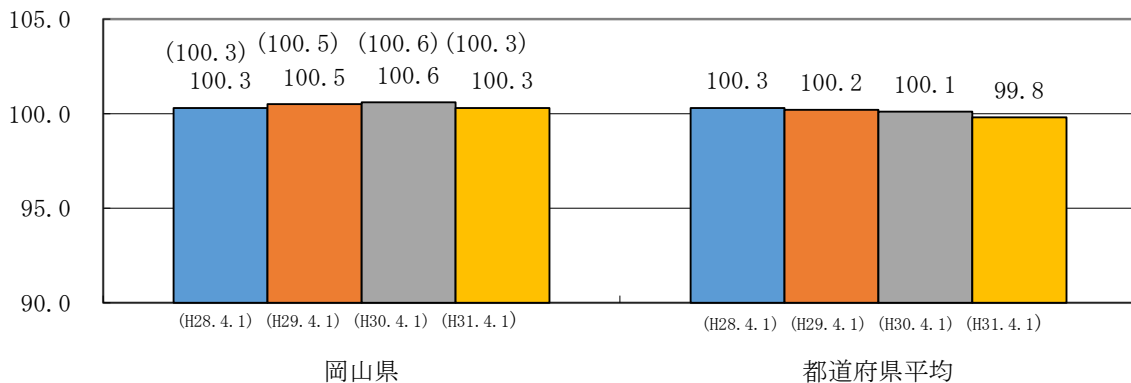
(注) 人件費は、職員に支払われた給与、退職手当、共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金及び特別職に支払われた給与、報酬等の総額である。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)都道府県平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	19,854	88,058,809	17,050,168	35,502,674	140,611,651	7,082	7,182

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③給与制度の総合的見直しに伴う現給保障を廃止していないこと（R2.3.31で廃止）等から、ラスパイレス指数が100を超えている。
 給与水準については、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%の引下げ。
 人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。
 (参考) 岡山市

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
岡山県の支給割合	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.5 歳	335,665 円	418,225 円	366,351 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
都道府県平均	42.9 歳	325,365 円	412,987 円	368,214 円

②高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.7 歳	387,593 円	436,192 円
都道府県平均	44.8 歳	374,301 円	438,678 円

③小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	42.0 歳	359,923 円	393,758 円
都道府県平均	42.7 歳	358,882 円	416,270 円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

④警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	38.2 歳	324,770 円	446,422 円	349,912 円
国	41.4 歳	318,875 円	—	376,765 円
都道府県平均	38.4 歳	321,712 円	461,961 円	370,144 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(6) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	194,300 円	182,200 円
	高 校 卒	157,900 円	150,600 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	216,600 円	—
	高 校 卒	168,200 円	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	216,600 円	—
	高 校 卒	168,200 円	—
警 察 職	大 学 卒	217,900 円	211,400 円
	高 校 卒	185,600 円	173,400 円

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	275,219 円	361,106 円	386,266 円	403,089 円
	高 校 卒	224,936 円	297,388 円	353,900 円	373,798 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	321,864 円	406,717 円	429,901 円	441,183 円
	高 校 卒	—	—	—	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	321,833 円	398,305 円	419,659 円	429,001 円
	高 校 卒	—	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	286,695 円	389,861 円	412,009 円	418,045 円
	高 校 卒	261,943 円	356,641 円	394,284 円	416,733 円

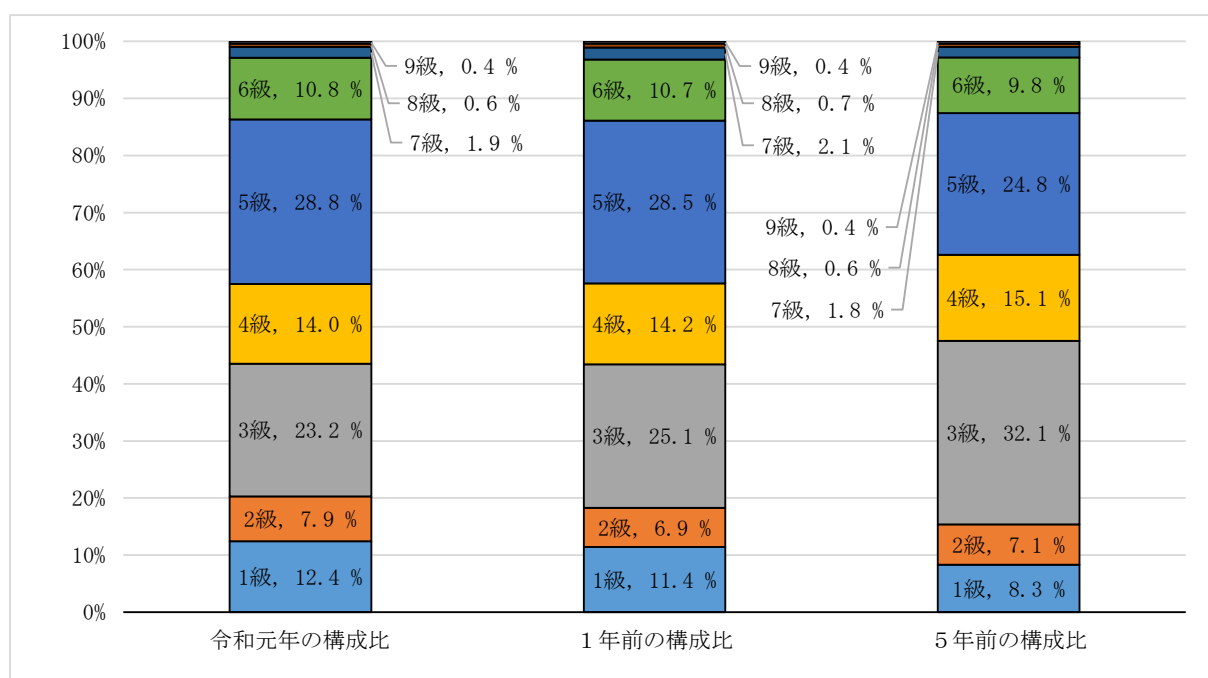
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。
 2 平均給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 高等学校教育職及び小・中学校教育職の高校卒については該当する職員がない。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

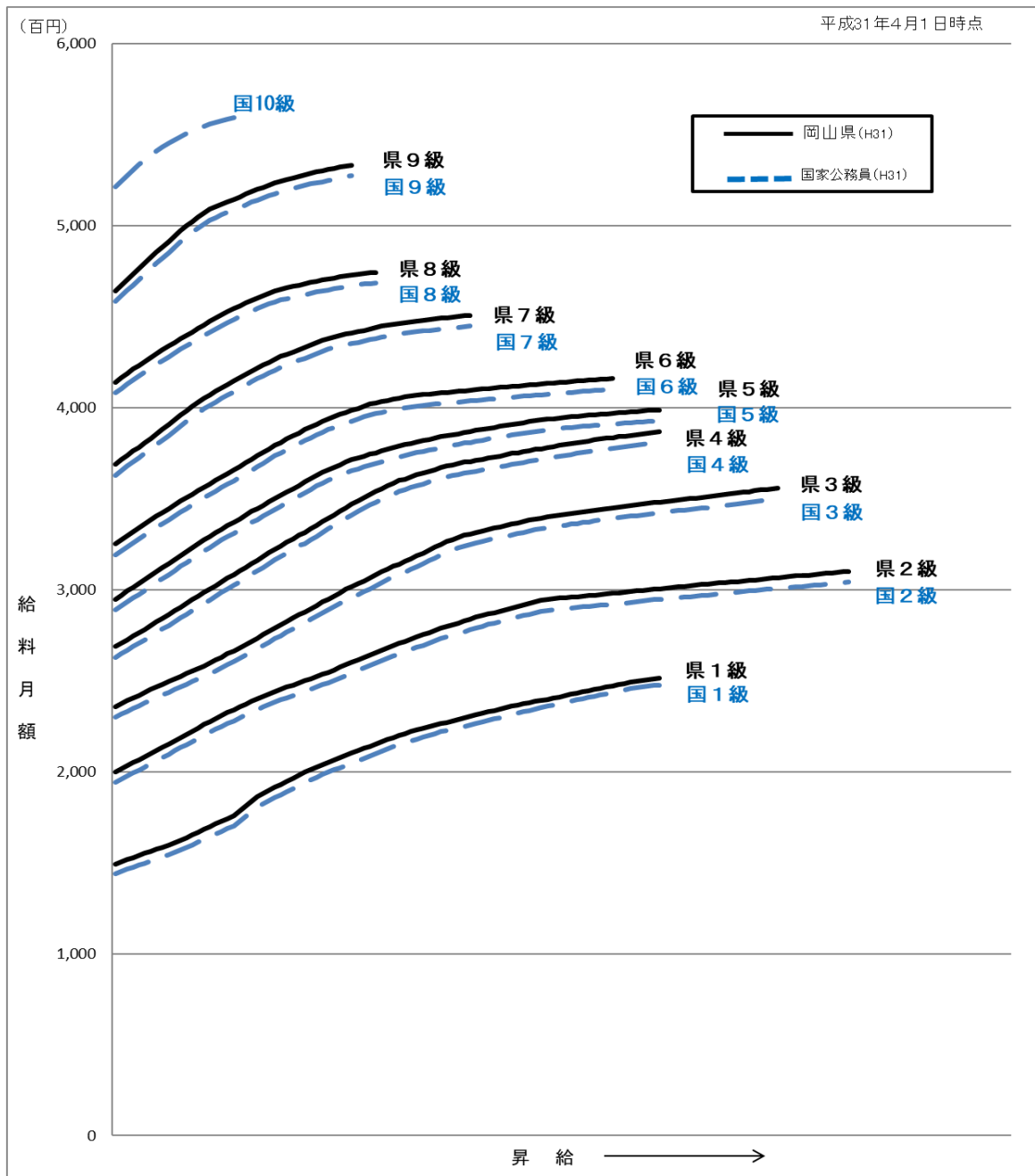
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長	20人	0.4%	464,300円	533,400円
8級	次長・参与	30人	0.6%	414,000円	474,500円
7級	課長	94人	1.9%	368,800円	450,800円
6級	課長・参事	525人	10.8%	325,100円	416,100円
5級	副参事	1,401人	28.8%	294,800円	398,900円
4級	主幹	683人	14.0%	268,900円	386,900円
3級	主任	1,126人	23.2%	235,900円	355,900円
2級	主事	383人	7.9%	199,700円	310,100円
1級	主事	603人	12.4%	149,400円	251,300円

(注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(9) 国との給与カーブ比較表（行政職）（平成31年4月1日現在）



令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

(10) 昇給への人事評価の活用状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績がある 区分
	上位, 標準, 下位の区分	○		○	○
	上位, 標準の区分		○		
	標準, 下位の区分				
	標準の区分のみ (一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

(11) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

民間のボーナスに相当する期末手当及び勤勉手当は、勤務成績、勤務期間に応じて年2回支給される。

岡 山 県				国			
1人当たり平均支給額 (30年度)				—			
1,748 千円							
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分	2.60 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階, 等級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %				(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績がある 成績率
	上位, 標準, 下位の成績率	○		○	○
	上位, 標準の成績率		○		
	標準, 下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

②退職手当（令和2年4月1日現在）

退職手当は、職員が退職又は死亡したとき、当該職員又は遺族に支給される。

岡 山 県				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
(その他の加算措置)				(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)				定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)			
(1人当たり平均支給額)							
2,540 千円		22,513 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当（平成31年4月1日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して定める地域に在勤する職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給される。

支給実績（30年度決算）		931,988 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		141,640 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	25 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	9 人	16.0 %
府中市	15.0 %	1 人	15.0 %
神戸市	12.0 %	1 人	12.0 %
広島市	10.0 %	5 人	10.0 %
高松市	6.0 %	1 人	6.0 %
岡山市	3.0 %	6,420 人	3.0 %
上記以外の市町村	0.0 %	12,959 人	0.0 %
医師・歯科医師	16.0 %	25 人	16.0 %
平均支給率	1.0 %	—	1.0 %

(注) 「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

④特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる職員にその勤務の特殊性に応じて、日額又は月額で支給される。

支給実績（30年度決算）	1,131,807 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	169,053 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	33.9 %
手当の種類（手当数）	30

【手当の名称、主な支給対象職員等】

別紙1のとおり

⑤時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した時間に対して支給される。

支給実績（30年度決算）	4,789,307 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	588 千円
支給実績（29年度決算）	4,224,863 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	521 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

⑥その他の手当（令和2年4月1日）

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内と異なると内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 行政職7級以下 月額 6,500円 行政職8級以上 月額 3,500円 ・子 月額 10,000円 ・父母等 行政職7級以下 月額 6,500円 行政職8級以上 月額 3,500円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円加算	異なる	・配偶者 行政(一)9級以上 支給なし ・父母等 行政(一)9級以上 支給なし	2,276,533千円	252,751円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	異なる	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(16,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 28,000円	1,164,827千円	329,512円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・行政職給料表及び医療職給料表(一)の適用を受ける職 月額414,800円 ～308,600円以内 (採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様) ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,800円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	82,884千円	1,404,814円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国 異 の な 制 る 度 内 と 容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円+（運賃等相当額-64,000円）/2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 （自動車等） 月額 53,200円 （自転車） 月額 2,200円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 31,600円 	2,313,141千円	134,869円
単身赴任手当	<p>○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額 30,000円～ 100,000円 	同じ		117,736千円	436,059円
特地勤務手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・級地区分 支給割合 4級地 16/100 3級地 12/100 2級地 8/100 1級地 4/100 特地勤務手当に準ずる 手当 4～6/100 	同じ		54,402千円	251,861円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般の宿日直 4,400円 ・特別の宿日直 研修施設等における当直 6,100円 常直 22,000円 	同じ		611,962千円	257,777円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国 の 制 度 内 と 容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	○管理職の職員が、臨時 又は緊急の必要により 勤務した場合に支給 ・ 週休日等 1回4,000円～12,000円 ・ 平日深夜 1回2,000円～6,000円	同じ		49,097千円	701,386円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間とし て、午後10時から翌日 の午前5時までに勤務 した職員に、勤務した 時間に対して支給 ・ 支給割合 25/100	同じ		210,640千円	150,243円
休日勤務 手当	○休日等における正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に、勤務した時間に対 して支給 ・ 支給割合 135/100	同じ		821,741千円	580,326円
管理職手 当 【俸給の 特別調整 額】	○管理又は監督の地位に ある職員の職のうち人 事委員会規則で定める 職にある職員に支給 ・ 給料月額25/100以 内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位に ある職員の官職のうち 人事院規則で指定する 官職にある職員に支給 ・ 俸給月額25/100以 内 区分 支給額(円) 1種 117,100～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～82,200 4種 55,500～66,400 5種 46,300～51,900	1,327,202千円	694,143円
寒冷地手 当	○基準日(毎年11月から 翌年3月までの各月の 初日)に寒冷地等に在 勤する職員に支給 ・ 世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・ 世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		3,736千円	63,322円
農林漁業 普及指導 手当	○農林水産業の普及指導 員(管理職手当の支給 を受ける者を除く。)に 支給 ・ 給料月額4/100	—	—	29,898千円	180,108円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制 のな る 度 内 と 容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
災害派遣 手当	○災害対策基本法の規定により、他の地方公共団体等から派遣された職員が、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要する場合に、当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	11,807千円	337,343円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

[教育委員会]

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との同 異	国 異 の な 制 度 内 と 容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
へき地手当	<p>○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場を含む。）に勤務する職員に支給</p> <p>・級別区分 支給割合</p> <p>5級地 25/100</p> <p>4級地 20/100</p> <p>3級地 16/100</p> <p>2級地 12/100</p> <p>1級地 8/100</p> <p>準へき地 4/100</p> <p>へき地手当に準ずる手当 4/100</p>	—	—	101,216千円	411,447円
義務教育等教員特別手当	<p>○小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給</p> <p>・月額 8,000円以内</p>	—	—	760,318千円	69,927円
定時制通信教育手当	<p>○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭及び教育職員に支給</p> <p>・定時制 月額19,000円（管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円）</p> <p>・通信制 月額 9,500円（管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円）</p>	—	—	45,069千円	278,204円
産業教育手当	<p>○農業又は工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給</p> <p>・月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円）</p>	—	—	99,651千円	301,060円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

(12) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,032,000 円	(1,290,000 円)	
	副 知 事	918,000 円	(1,020,000 円)	
報 酬	議 長	1,000,000 円		
	副 議 長	900,000 円		
	議 員	840,000 円		
期 末 手 当	知 事	(令和2年度支給割合)		
	副 知 事	3.40 月分		
	議 長	(令和2年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.57	35,294,400 円	任期ごと
	副 知 事	102万円×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期ごと
地 域 手 当	知 事 副 知 事	給料の3%		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、令和2年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

※特別職の給与削減の状況

知事等の特別職（令和2年度）

職 名	給料の削減率
知 事	20%
副 知 事	10
公 営 企 業 管 理 者	5
常 勤 監 査 委 員	5
教 育 長	5

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

①一般的な職員の勤務時間の状況

週の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
時間 38 分 45	8:30	17:15	12:00～13:00

②研究職員等の勤務時間の基準の特例（いわゆるフレックスタイム制度）の実施状況

対象事業所	実施事業所	実施事業所の名称	対象職員数	実際に利用している職員数
箇所 8	箇所 5	環境保健センター 工業技術センター 農林水産総合センター（農業研究所） 農林水産総合センター（生物科学研究所） 農林水産総合センター（水産研究所）	人 188	人 32

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和元年）

平均使用日数	12.2 日
--------	--------

(3) 介護休暇の利用状況（令和元年度）

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員	5	1	2	2	人	人	人	人	人
女性職員	11	2	4	5					
計	16	3	6	7					

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	5	2	人	人	2	1	人
女性職員	11	2	2			1	6
計	16	4	2		2	2	6

(4) 特別休暇の概要

別紙2のとおり

4 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の利用状況

①育児休業及び部分休業の取得者数

(単位：人，%)

	令和元年度の取得者数			令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数	育児休業等 対象者数	うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務者数
男性職員	13	4	5	545	14	1	2
	5		1		(2.6)	(0.2)	(0.4)
女性職員	386	55	107	386	386	2	19
	559	17	84		(100.0)	(0.5)	(4.9)
計	399	59	112	931	400	3	21
	564	17	85		(43.0)	(0.3)	(2.3)

- (注) 1 「令和元年度の取得者数」欄の上段は令和元年度の新規取得者の、下段は前年度以前から引き続いている者の数である。
 2 「令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 うち育児休業取得者数」欄の()内の数字は取得率を示す。
 3 令和元年度に育児休業を新規に取得した者の数の中には、平成30年度以前に育児休業が取得可能となって令和元年度に新規に育児休業を取得した者も含まれる。

②育児休業承認期間（令和元年度中に新たに育児休業を取得した職員について）

区分	育児休業 取得者数	育 児 休 業 承 認 期 間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	13人	7人	5人				1人
女性職員	386人	6人	53人	75人	73人	53人	126人
計	399人	13人	58人	75人	73人	53人	127人

③部分休業承認期間（令和元年度中に新たに部分休業を取得した職員について）

区分	部分休業 取得者数	部 分 休 業 承 認 期 間					
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員	4人	4人					
女性職員	55人	54人	1人				
計	59人	58人	1人	0人	0人	0人	0人

(2) 修学部分休業の利用状況

①修学部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	0 0
女性職員	0 0
計	0 0

(注) 「取得者数」欄の上段は令和元年度に新たに取得した者の、下段は修学部分休業の期間が前年度以前から引き続けている者の数である。

②修学部分休業取得状況 (令和元年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等 専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③1週間の取得時間 (平均) (令和元年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1週間の取得時間 (平均)			
		5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下
男性職員	人 0	人	人	人	人
女性職員	0				
計	0	0	0	0	0

(3) 自己啓発等休業の利用状況

①自己啓発等休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	0		
	0		
女性職員	0		
	0		
計	0	0	0
	0	0	0

(注) 「取得者数」欄の上段は令和元年度に新たに取得した者の、下段は自己啓発等休業の期間が前年度以前から引き続けている者の数である。

②自己啓発等休業取得状況 (令和元年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	教育施設				奉仕活動		
		大学院	大学	外国の大学 院・大学	その他	JICA 等	姉妹都市 等	その他
男性職員	人 0	人	人	人	人	人	人	人
女性職員	0							
計	0	0	0	0	0	0	0	0

③自己啓発等休業承認期間 (令和元年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	自己啓発等休業承認期間		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	人 0	人	人	人
女性職員	0			
計	0	0	0	0

(4) 配偶者同行休業の利用状況

①配偶者同行休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	0				
	0				
女性職員	0				
	4	4			
計	4	4			

(注) 「取得者数」欄の上段は令和元年度に新たに取得した者の、下段は配偶者同行休業の期間が前年度以前から引き続けている者の数である。

②配偶者同行休業承認期間 (令和元年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について)

区 分	承認期間			合計
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	
男性職員	人	人	人	0
女性職員				0
計	0	0	0	0

③配偶者同行休業職員の代替措置 (令和元年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員について)

区 分	任期付 任用	臨時的 任用	非常勤職 員の任用	配置換え	その他の 任用行為	特段措置 無し	合 計
男性職員	人	人	人	人	人	人	0
女性職員							0
計	0	0	0	0	0	0	0

(5) 高齢者部分休業の利用状況

① 高齢者部分休業の取得者数 (単位：人)

区 分	取得者数
男性職員	3
	1
女性職員	2
	4
計	5
	5

(注) 「取得者数」欄の上段は令和元年度に新たに取得した者の、下段は高齢者部分休業の期間が前年度以前から引き続けている者の数である。

② 高齢者部分休業承認期間 (令和元年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について)

区 分	承認期間					合計
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年以下	
男性職員	人 1	人 1	人	人	人 1	人 3
女性職員				1	1	2
計	1	1	0	1	2	5

③ 1週間の取得時間 (平均) (令和元年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について)

区 分	取得者数	1週間の取得時間 (平均)			
		5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間超え 20時間以下
男性職員	人 3	人 1	人	人 1	人 1
女性職員	2		1	1	
計	5	1	1	2	1

5 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和元年度）

（1）分限処分者数

降任	免職	休職	降給	合計	失職
人	人	人	人	人	人
0	0	216	0	216	0

（注）分限処分とは、心身の故障の場合など職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分である。

（2）懲戒処分者数

戒告	減給	停職	免職	合計
人	人	人	人	人
3	4	1	6	14

（注）懲戒処分とは、職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分である。

6 職員のサービスの状況（令和元年度）

①倫理の保持に関する状況

夜間における利害関係者との飲食の届出	59件
利害関係者とのゴルフ、自己負担なしの飲食等の許可	1
5,000円を超える贈与又は報酬の支払	0
岡山県職員倫理条例（平成12年岡山県条例第6号）違反による懲戒処分	0

②倫理の保持に関して講じた主な施策

<ul style="list-style-type: none"> 各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。 職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。 不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の状況（令和元年度）

①知事部局

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
新規採用職員研修	新規採用職員	194人	10日	県職員として必要な知識や態度、仕事の進め方などを学ぶ研修
主任級研修	主任級に昇任した職員	74	2	県職員として知っておくべき内容を補充・再確認するとともに、昇任した職位に求められる職務行動や経営学を学び、新たな気持ちで業務に取り組む出発点となるような意識の刷新を図る研修
主幹級研修	主幹級に昇任した職員	148	1	班内のマネジメント、班員の士気高揚・育成に必要なスキルを習得する研修
班長研修	新任班長	103	1	統率力を持って所属のマネジメントや部下の育成を行う手法を学ぶ研修

②教育委員会

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
初任者研修講座	新任教員	343人	20日	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる研修
2年目研修	教職経験2年目の教員	334	3	教職経験2年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級（ホームルーム）担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
3年目研修	教職経験3年目の教員	303	2	教職経験3年目の教員としての使命と責任を自覚させ、学級（ホームルーム）担任、教科担任としての力量と専門職としての指導力の向上を図る研修
中堅教諭等資質向上研修	教職経験8～10年目の教員	409	7	個々の能力、適性等に応じて学校の教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たす力を向上させる研修
16年目研修	教職経験16年目の教員	129	3	個々の能力、適性等に応じて、学校の中堅として若手教員の範となりながら、学校の課題解決や意識改革に取り組むとともに、学校経営に積極的に参画できる力、その他の資質を向上させる研修
新任副校長教頭研修講座	新任公立学校副校長教頭	113	2	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修
副校長教頭研修講座	公立学校副校長教頭	622	2	学校組織マネジメント、人事管理、リスクマネジメント、教育指導上の課題について研修し、副校長、教頭としての資質の向上を図る研修

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
新任校長研修講座	公立高等学校・特別支援学校長	10	1	学校組織マネジメント，人事管理，リスクマネジメント，教育指導上の課題について研修し，新任校長としての資質の向上を図る研修
校長研修講座	公立学校長	483	2	学校組織マネジメント，人事管理，リスクマネジメント，教育指導上の課題について研修し，校長としての資質の向上を図る研修
総合的ミドルリーダー研修講座	10年経験者研修を修了した教諭	20	10	岡山県の教育をリードし，各学校の中核となる総合的ミドルリーダーを育成する研修
教科指導ミドルリーダー研修	5年経験者研修を修了した40歳以下の教諭	21	7	教科指導におけるミドルリーダーとして資質の向上を図る研修
総合的マネジメント力向上研修Ⅰ	教頭選考試験を目指す教員	106	1	組織的・機動的な学校経営や人材育成等について研修し，総合的なマネジメント力の向上を図る研修
総合的マネジメント力向上研修Ⅱ	令和元年度副校長及び教頭候補者名簿登録者（新規登録者）	100	1	組織的・機動的な学校経営や人材育成等について研修し，総合的なマネジメント力の向上を図る研修
総合的マネジメント力発展研修	令和元年度校長候補者名簿登録者	95	1	組織的・機動的・効率的な学校経営やリーダーシップ論等について研修し，総合的なマネジメント力の更なる向上を図る研修

③警察本部

研修名	対象者	人数	研修期間	研修内容
初任科（短期課程）	新規採用された巡査（大学卒）	71人	179～180日	新たに採用された警察官に対する基礎的教養訓練
初任科（長期課程）	新規採用された巡査（大学卒以外）	31	299～306	新たに採用された警察官に対する基礎的教養訓練
警部補任用科	昇任後間もない警部補及び昇任予定の巡査部長	15	12	中級幹部として必要な知識及び技能の向上を図る教養
巡査部長任用科	昇任後間もない巡査部長及び昇任予定の巡査長	16	12	初級幹部として必要な知識及び技能の向上を図る教養
一般職員初任科	新規採用された一般職員	10	26	新たに採用された一般職員に対する基礎的教養
部門別任用科	各部門への新規任用候補者	87	12～26	各部門へ任用するための専門的かつ高度な知識及び技能を修得させる教養訓練
専科（31課程）	各部門に該当する職員及び希望する職員	607	5～12	各部門の専門的かつ高度な知識及び技能を習得させる教養訓練

(2) 職員の人事評価の状況

①知事部局

実施時期	10月及び3月	実施人数	4,035人
評定方法	岡山県職員人事評価規程（平成24年岡山県訓令第2号）に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。）について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。		

②教育委員会

実施時期	10月及び3月	実施人数	804人
評定方法	岡山県教育委員会事務局及び教育機関に勤務する職員並びに県立学校に勤務する事務関係職員について、「実績評価」及び「能力評価」を実施している。また、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員については、目標管理の成果についてのみ実施している。		

実施時期	2月	実施人数	12,819人
評定方法	県立学校に勤務する教職員（事務関係職員を除く。）及び市町村（組合）立学校に勤務する県費負担教職員について、人事評価を実施している。また、臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員については、目標管理の成果についてのみ実施している。		

③警察本部

実施時期	10月及び3月	実施人数	4,048人
評定方法	能力評価及び業績評価を実施している。		

8 職員の退職管理の状況

(1) 制度概要

地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員における退職管理の制度が創設されたことに鑑み、本県においても、退職管理の適正確保を内容とする職員の退職管理に関する条例（平成28年岡山県条例第6号。以下「退職管理条例」という。）等を制定し、平成28年4月1日から施行している。

(2) 地方公務員法改正（退職管理関係）の概要

①元職員による働きかけの禁止

営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前5年間の職務に属することに関して、現職員への働きかけを、離職後2年間禁止する。

②再就職情報の届出

退職管理条例により、再就職した元職員に届出をさせることができる。

③その他

地方公共団体は、国家公務員に準じ、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(3) 退職管理条例等の概要

①元職員による働きかけの禁止に係る上乘せ規定

離職した日の5年前の日より前に本庁課室長等以上の職に就いていた職員については、当該職に就いていた職務についての働きかけを離職後2年間禁止する。

②再就職情報の届出

管理監督者であった職員は、退職後2年間、営利企業等に再就職した場合は、元任命権者に再就職先等に係る事項を届け出なければならない。

③その他

ア 職員による再就職のあっせんは、原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、認められることがある。

イ 在職中に自らの職務と利害関係のある企業等への求職活動を行うことを原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、認められることがある。

ウ 在職中に退職後の再就職が内定した場合は、概ね1週間以内に届け出なければならない。

エ 再就職情報の届出については公表の対象とする。

(4) 職員の再就職状況

退職管理条例第3条の規定により、各任命権者へ届出が行われた再就職情報について、その概要は、次のとおりとなっている。

[再就職先区分別]

(基準日：令和2年8月1日、単位：人)

	国又は地方公共団体の機関	地方独立行政法人	公益法人	学校法人等※	その他非営利法人	営利法人	その他	合計
知事部局	3	1	7	3	11	7	6	38
教育委員会		1	2	10				13
警察本部				2	1	5		8
計	3	2	9	15	12	12	6	59

※学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和元年度）

対 象 者 数	受 診 者 数	有 所 見 者 数
人 12,847	人 12,677	人 4,517

(2) 福利厚生

①知事部局

（決算額は令和元年度）

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決 算 額
健康相談・健康教育（メンタルを除く。）	職員が健康づくりに関心を持ち、保持増進できるよう、健康教育の実施や健康に関する相談ができる体制を整備する。	千円 3,182
健康診断	職員に対して、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている健康診断や生活習慣病健康診断を実施し、異常の早期発見に努める。	69,171
事後指導	健康診断結果に基づき、職員の健康管理について専門的な立場から指導助言を実施する。	720
メンタルヘルス対策	職員が心の健康について知識を深めるとともに、早期に相談できる体制づくりや復職に当たったの支援を行う。	1,785
職場環境管理	職員が快適な職場環境で業務ができるよう、受動喫煙対策の推進や作業環境測定等を実施する。	6,525
安全衛生管理	職場での安全衛生対策を推進するため、産業医を設置し、安全衛生委員会や安全衛生管理推進会議を開催するとともに、衛生管理者の育成、研修会等を実施する。	1,419
福利厚生施設管理	職員の福利厚生のために供するため設置している職員寮等の施設及び設備の維持管理を行う。	2,687

②教育委員会

事 業 名	事 業 の 概 要 ・ 目 的	決 算 額
健康診断	各種法定健康診断等を行うことにより、教職員の体の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や予防に努める。	千円 79,941
メンタルヘルス対策	教職員の心の健康の保持増進を図るため、管理職及び一般教職員を対象とした研修会や保健師による健康相談窓口の設置等各種相談窓口の整備を行う。また、退職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るための復職支援システムの運用を行う。	12,115
安全衛生管理	教職員の安全や健康の保持増進を図るため、衛生委員会の開催や、衛生管理者・産業医の配置、研修等を行う。 また、公務災害の防止や快適な職場環境の形成を促進する。	419
教職員住宅管理	教職員の福祉増進を目的として設置している教職員住宅の維持管理を行う。	13,665

③警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額
安全衛生管理	職場での安全や健康の保持増進を図るため、衛生管理者、衛生推進者及び産業医を配置し、衛生委員会を開催するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。	千円 7,083
健康相談・指導	職員の疾病を予防し、健康の保持増進ができるよう、保健師及び産業医による健康相談・健康教育及び保健指導を実施する。	56
ライフサイクルプラン事業	職員が将来を見据えた生活設計を適切に立てることができるよう、研修会を実施する。	0
健康診断	職員に対して、各種法定健康診断や生活習慣病健康診断等を実施し、疾病の早期発見や予防に努める。	73,357
生活相談	職員が公私にわたる不安や悩みについて適切なアドバイスが受けられるよう、専門生活相談員及び部外生活相談員（弁護士及び臨床心理士）を委嘱するほか、各所属に所属生活相談員を設置する。	2,231
メンタルヘルス対策	職員のセルフケア能力の向上を目的としたメンタルヘルスセミナーを実施する。 また、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るため、希望者に対し、職場復帰訓練を実施する。	735

10 その他

(1) 早期退職の募集

①認定を受けた応募者の数

109人

②募集実施要項

別紙3のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙 1

[知事部局（教育委員会，警察本部共通分を含む。）]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
放射線技術従事職員 の特殊勤務手当		レントゲン，放射性同位元素又は人事 委員会規則で定めるものを使用して， 有害放射線の影響を受ける作業	日 額 230円
伝染病防疫作業従事 職員の特殊勤務手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166 号）第2条第1項に規定する家畜伝染病 のうち，口蹄疫，豚コレラ，高病原性 鳥インフルエンザ及び低病原性鳥イン フルエンザのまん延を防止するため に行う家畜のと殺，家畜の死体の焼却若 しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	日 額 380円
		伝染病が発生し，又は発生するおそれ がある場合において，伝染病患者若し くは伝染病の疑いのある患者の救護， 伝染病にかかり，若しくはかかっている 疑いのある家畜の飼育又は伝染病の 病原体に汚染され，若しくは汚染され た疑いのある物件の処理の作業	日 額 290円
衛生検査作業従事職員 の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌，血液，原虫若しくは寄生虫の検 査又は病理若しくは臨床医学の検査の 作業	日 額 350円
公害業務従事職員の 特殊勤務手当	人事委員会規則で定める 公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97 号），水質汚濁防止法（昭和45年法律 第138号），岡山県環境への負荷の低減 に関する条例（平成13年岡山県条例第 76号）その他人事委員会規則で定める 法令の規定に基づいて現地において行 う立入検査又は調査の作業	日 額 230円
特殊現場作業従事職員 の特殊勤務手当		地上又は水面上10メートル以上の足場 の不安定な箇所で行う工事の監督，調 査，検査等の作業	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メー トル以上の箇所で行われた場合）	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾，河川等に おけるこれに類する工事において，水 面下4メートル以上の深所で行う監 督，調査，検査等の作業	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督，調 査，検査等の作業	日 額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督，調査， 検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパス カルまでのとき）	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでの とき）	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超え るとき）	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の 箇所又は湖面において行うダム管理そ の他の人事委員会規則で定める作業	日 額 320円
滑走路において行う保守点検作業で人 事委員会規則で定めるもの	日 額 290円		

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償 その他人事委員会規則で定める折衝の業務	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日 額 975円
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高压ガスの保安検査又は立入検査その他人事委員会規則で定める検査等	日 額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する職員（医師である職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務	日 額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の業務（保健所外において行う保健指導の業務に限る。）	日 額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓練のうち人事委員会規則で定めるもの	日 額 420円
家畜取扱作業従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜産研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛、種雄馬及び種雄豚を御する作業	日 額 230円
	農林水産総合センター畜産研究所に勤務する職員	家畜のふん尿の処理の作業	日 額 380円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	環境文化部又は県民局に勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査等の業務	日 額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）	日 額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業務	日 額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局又は備中県民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	日 額 230円
潜水作業従事職員の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事（20メートルまでのとき）	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルまでのとき）	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルを超えるとき）	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	1時間 2,250円
除雪作業従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業（午後5時から翌日の午前6時までの間において行う作業）	日 額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業）	日 額 450円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	日 額 710円		
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,065円		
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日 額 1,080円		
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日 額 1,620円		
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円		
		〃（故障設備等現場確認）	日 額 20,000円		
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設外）	日 額 13,300円		
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設内）	日 額 3,300円		
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	日 額 6,600円		
		〃（屋外で4時間未満）	日 額 3,960円		
		〃（屋内）	日 額 1,330円		
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	日 額 3,300円		
		〃（屋外で4時間未満）	日 額 1,980円		
		〃（屋内）	日 額 660円		
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、緊急事態応急対策実施区域に所在する特定原子力事業所の敷地内において行う作業（原子炉建屋内）	日 額 40,000円 以内		
		〃（原子炉建屋内以外での作業）	日 額 20,000円 以内		
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業	日 額 10,000円 以内		
		〃（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業）	日 額 20,000円 以内		
		消防防災航空センターに勤務する職員		航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	1時間 1,900円
				〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動の場合）	1時間 2,470円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	日 額 450円
	福祉相談センターに勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	日 額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務企画課に勤務するもの）	日 額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務	日 額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務	日 額 380円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	日 額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 560円
	児童相談所に勤務する児童福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 1,120円
	児童相談所に勤務する職員（上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 1,120円
	〃（人事委員会規則で定める職員）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	日 額 860円
家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	一 直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの 二 獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務	日 額 670円
専門教育従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター農業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの（管理職手当が支給される職員を除く。）	月 額 29,000円
食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員	管理その他の業務	月 額 28,000円
		〃（事務職員）	月 額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	月 額 28,000円
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	月 額 18,200円
	県民局に勤務する職員のうち上記に掲げる職員以外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	日 額 1,020円
	総務部税務課に勤務する職員	県税に係る特別の徴収業務に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月 額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	日 額 550円
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		月 額 35,000円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
狂犬病予防業務従事職員の特務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	日額 560円

(注) 手当の名称，主な支給対象職員等については令和2年4月1日現在

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

[教育委員会]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県職員給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	授業時間における1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	1時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において行う入所者の野外訓練又は生活指導の業務	1回 670円
		〃（勤務時間が5時間未満）	1回 440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	日額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	日額 8,000円
		〃（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で人事委員会が定める場合）	日額 4,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	日額 16,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務で人事委員会が定める場合）	日額 8,000円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	日額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	日額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	日額 3,750円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	日額 5,100円
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	日額 5,100円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日額 2,700円
		〃（人事委員会が定める場合）	日額 1,800円
		〃（心身に特に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合）	日額 3,600円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	日額 2,250円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	日額 200円

(注) 手当の名称、主な支給対象職員等については令和2年4月1日現在

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

[警察本部]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が5時間以上のとき）	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	1回 3,200円
	指定警衛・警護員である警察官	警衛又は警護の作業	日額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	日額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従事した警察官	警備船による警備の作業	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	日額 220円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	日額 840円
		〃（夜間に高速道路で行う作業）	日額 1,260円
		〃（上記以外の作業）	日額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	日額 290円
	爆発物処理要員	爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	1件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	日額 4,600円
	〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	日額 450円	
	豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	日額 1,680円	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 2,520円	
	東日本大震災に対処するため上記作業に引き続き5日以上従事したとき	日額 3,360円	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 5,040円	

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		特定大規模災害に対処するため、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、又は遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事したとき	日額 3,360円 以内
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	日額 5,040円 以内
		人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）	日額 1,100円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	日額 310円
		〃（当該業務が高速道路で行われた場合）	日額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	日額 560円
	鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	日額 280円
		〃（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合）	日額 560円
		警らの業務	日額 340円
	機動警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合）	日額 560円
		〃（上記以外の自動車の運転の業務）	日額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	日額 430円
	少年補導員	青少年補導の業務	日額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務（犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。）	1回 1,240円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務（操縦）	1時間 5,100円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務（整備）	1時間 2,200円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,860円

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
		航空機に搭乗して行う業務（捜索，救助，犯罪の捜査，警備，交通の取締りその他の警察の活動）	1時間 1,900円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務）	1時間 2,470円
		防弾装備を着装し，及び武器を携帯して行われる業務（銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務）	日額 1,640円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	日額 1,100円
		〃（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	日額 1,100円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	日額 820円
		〃（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い，暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	日額 820円
		〃（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため，その者の身辺等において行われる警戒の業務）	日額 820円
	少年相談専門員	青少年に直接接して行う心理判定，相談又は指導の業務	日額 560円

(注) 手当の名称，主な支給対象職員等については令和2年4月1日現在

別紙 2

(1) 特別休暇 [知事部局 (教育委員会, 警察本部共通)]

令和2年4月1日現在

特別休暇の内容	取得可能日数 (時間)
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める日又は時間
裁判員, 証人, 鑑定人, 参考人等として国会, 裁判所等へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供 (ドナー休暇)	必要と認める日又は時間
ボランティア	暦年で5日以内で必要と認める日又は時間
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断	必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害による交通遮断	必要と認める日又は時間
交通機関の事故等不可抗力	必要と認める日又は時間
風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失, 破壊	1週間以内で必要と認める日又は時間
風水震火災その他非常災害により職員の現住居の滅失, 破壊, 交通遮断及び身体の危険の予想される場合	必要と認める日又は時間
出産 (産前産後)	分娩予定日前8週間目 (多胎妊娠の場合14週間目) から, 分娩日後8週間目までの期間で必要と認める期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合	1日1回, 勤務時間の範囲内で必要と認める時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週~35週まで 2週間に1回 妊娠36週~出産まで 1週間に1回 産後 (1年以内) の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて, 1日につき1時間を超えない範囲内で, 必要と認める時間
妊娠障害	妊娠の期間において14日以内の日又は時間
生理	2日以内でその都度必要と認める日又は時間

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

特別休暇の内容	取得可能日数（時間）																								
不妊・不育治療	暦年で10日以内で必要と認める日又は時間																								
育児時間	1歳未満 1日2回以内1回60分以内 1歳以上3歳未満 1日2回以内1回30分以内																								
子育て・介護（家族休暇）	子（中学校卒業まで）の看護，子が在籍する学校の行事等への出席，配偶者，父母等の介護の場合 暦年で5日以内（子が2人以上いる場合は暦年で6日以内（小学校6年生までの子が2人以上いる場合は暦年で10日以内））で必要と認める日又は時間 配偶者の分娩の場合 産前8週産後8週の期間に8日以内で必要と認める日又は時間																								
結婚	結婚の日からおおむね1年以内で，8日以内で必要と認める日又は時間																								
忌引	次の範囲内で必要と認める日又は時間 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系尊属（父母）</td> <td>7日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系卑属（子）</td> <td>5日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系尊属（祖父母）</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系卑属（孫）</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	—	1親等の直系尊属（父母）	7日	7日	1親等の直系卑属（子）	5日	1日	2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日	2親等の直系卑属（孫）	1日	—	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日	3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																							
配偶者	10日	—																							
1親等の直系尊属（父母）	7日	7日																							
1親等の直系卑属（子）	5日	1日																							
2親等の直系尊属（祖父母）	3日	1日																							
2親等の直系卑属（孫）	1日	—																							
2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	1日																							
3親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	1日																							
父母，配偶者及び子の祭日	慣習上必要と認める日又は時間																								
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	7月1日から10月31日までの期間内において，週休日及び休日を除いて原則として連続する6日以内の日																								
心身の健康の維持及び増進	満30，40及び50歳の職員について，誕生日から1年間で週休日及び休日を除いて原則として連続する3日以内の日（分割取得可）																								
永年勤続表彰	永年勤続表彰を受けた日から1年間で4日以内の日																								
公務外で国体，全国障害者スポーツ大会への選手，監督，コーチとしての参加	最小限度必要と認める日又は時間																								
通信教育の面接授業への参加	最小限度必要と認める日又は時間																								

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

(2) 特別休暇 [会計年度任用職員 (短時間勤務を除く)]

令和2年4月1日現在

特別休暇の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数 (時間)
選挙権その他公民としての権利行使		必要と認める日又は時間
裁判員, 証人, 鑑定人, 参考人等として国会, 裁判所等へ出頭する場合		必要と認める日又は時間
骨髄又は末梢血幹細胞の提供 (ドナー休暇)		必要と認める日又は時間
災害や交通機関の事故等により出勤が困難な場合		必要と認める日又は時間
災害等に際し通勤途上の危険を回避する場合		必要と認める日又は時間
災害により現住所が滅失・損壊等した場合		1週間を超えない範囲で必要と認める日又は時間
出産 (産前産後)		産前: 分娩予定日6週間 (多胎妊娠の場合14週間) 前から出産の日までの申し出た期間 産後: 分娩後8週間を経過するまでの期間
妊娠中・出産後の保健指導等を受ける場合		都度必要と認める日又は時間 産前の場合 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週~35週まで 2週間に1回 妊娠36週~出産まで 1週間に1回 産後 (1年以内) の場合 その間に1回
妊娠中の通勤緩和		勤務時間の始め又は終わりにおいて, 1日につき1時間を超えない範囲内で, 必要と認める時間
母子保健法の規定による保健指導や健康診査に基づく指導事項を守るため勤務できない場合		必要と認める日又は時間
生理		必要と認める日又は時間

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

特別休暇の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）
保育時間		1歳未満 1日2回以内1回30分以内
育児休業	継続勤務1年以上 かつ 子が1歳6か月に達する日までに任期満了及び引き続き任用されないことが明らかでない かつ 3日以上/週又は121日以上/年	子が1歳（一定の場合は2歳）に達する日までの期間
部分休業	継続勤務1年以上 かつ 6時間15分以上/日の日がある かつ 3日以上/日又は121日以上/年	子が3歳に達する日まで、勤務時間の始め又は終わりに1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内の時間 （30分単位で取得）
子（小学校就学の始期に達するまで）の看護、健康診断、予防接種を受けさせるための場合	3日以上/週 又は 121日以上/年 かつ継続勤務6月以上	1の年度で5日以内（子が2人以上いる場合は10日以内）の日又は時間
短期介護	3日以上/週 又は 121日以上/年 かつ継続勤務6月以上	1の年度で5日以内（要介護者が2人以上いる場合は10日以内）の日又は時間
介護休暇	3日以上/週 又は 121日以上/年 かつ 継続勤務1年以上 かつ 休暇開始予定日から93日～6月を経過する日までに任用期間満了及び引き続き任用されないことが明らかでない	介護を必要とする継続する状態ごとに、3回を超えず、通算して93日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間 （時間単位で取得する場合は勤務時間の始め又は終わりに1日4時間以内）
介護時間	3日以上/週 又は 121日以上/週 かつ 継続勤務1年以上 かつ 6時間15分以上/日の日がある	連続する3年以内 勤務時間の始め又は終わりに1日2時間（1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間未満なら当該減じた時間）以内で必要と認める時間 （30分単位で取得）

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

特別休暇の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）																								
結婚		結婚の日の5日前から結婚日後1月の範囲内で連続5日以内の日又は時間																								
公務上の傷病		必要と認める日又は時間																								
私傷病	6月以上 又は 継続勤務6月以上 (47日/年以下を除く)	週又は年の勤務日数に応じて定められる日数の範囲内で必要と認める日又は時間 (下表参照)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>1週間の勤務日数</th> <th>5日以上又は4日以上かつ29時間以上/週</th> <th>4日かつ29時間未満/週</th> <th>3日</th> <th>2日</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年間の勤務日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日以上 216日以下</td> <td>121日以上 168日以下</td> <td>73日以上 120日以下</td> <td>48日以上 72日以下</td> </tr> <tr> <td>付与日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	1週間の勤務日数	5日以上又は4日以上かつ29時間以上/週	4日かつ29時間未満/週	3日	2日	1日	1年間の勤務日数	217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下	付与日数	10日	7日	5日	3日	1日						
		1週間の勤務日数	5日以上又は4日以上かつ29時間以上/週	4日かつ29時間未満/週	3日	2日	1日																			
		1年間の勤務日数	217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下																			
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日																					
忌引		次の範囲内で必要と認める日又は時間 <table border="1"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系尊属 (父母)</td> <td>7日</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>1親等の直系卑属 (子)</td> <td>5日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系尊属 (祖父母)</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等の直系卑属 (孫)</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2親等の傍系者 (兄弟姉妹)</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3親等の傍系尊属 (伯叔父母)</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者	血族	姻族	配偶者	10日	—	1親等の直系尊属 (父母)	7日	7日	1親等の直系卑属 (子)	5日	1日	2親等の直系尊属 (祖父母)	3日	1日	2親等の直系卑属 (孫)	1日	—	2親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日	1日	3親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日	1日
死亡した者	血族	姻族																								
配偶者	10日	—																								
1親等の直系尊属 (父母)	7日	7日																								
1親等の直系卑属 (子)	5日	1日																								
2親等の直系尊属 (祖父母)	3日	1日																								
2親等の直系卑属 (孫)	1日	—																								
2親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3日	1日																								
3親等の傍系尊属 (伯叔父母)	1日	1日																								

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

特別休暇の内容	対象となる職員の任用期間	取得可能日数（時間）					
夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	下表参照	7月1日から10月31日までの期間内において、週又は年の勤務日数に応じて、下の表に定める日数					
		1週間の勤務日数	5日以上 又は 4日以下 かつ29時間以上/週	4日以上 かつ29時間未満/週	3日	2日	1日
		1年間の勤務日数	217日以上	169日以上 216日以下	121日以上 168日以下	73日以上 120日以下	48日以上 72日以下
		付与日数	3日	3日	3日	2日	1日

令和元年度早期退職に係る募集実施要項

令和元年10月1日

1 募集の目的

本県の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上（医師及び歯科医師については、50歳以上の職員）の職員（注1参照）

3 募集人数

20人

4 募集期間

令和元年10月 1日（火）午前10時から

令和元年12月27日（金）午後5時まで

5 退職すべき期日

令和2年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

①応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書について、主管課長を経由して総務部人事課長に提出する。

②認定又は不認定の通知書の交付

知事は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（令和2年1月中旬に通知する予定）。

③応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）を①の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

総務部人事課 担当：人事班
電話：086-226-7217（直通）
e-mail：jinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 募集開始日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。）若しくはこれに準ずる処分を受けている者又は4の募集期間中に懲戒処分若しくはこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県知事 殿

応募年月日 令和 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 令和2年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき期日	令和 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県知事 殿

取下げ年月日 令和 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日	令和 年 月 日

(注)「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※人事課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日
応募申請書の受理番号	

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

.....印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	令和 年 月 日
認定年月日	令和 年 月 日

(注)「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

令和元年度早期退職に係る募集実施要項

令和元年9月30日

1 趣旨

この募集実施要項は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集について、必要な事項を定めるものとする。

2 募集の対象

岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る県教育委員会事務局、教育機関及び公立学校（岡山市立学校を除く。）の職員並びに県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員のうち、5の退職すべき期日において勤続11年以上かつ45歳以上のもの（注1参照）

3 募集人数

150人

4 募集期間

令和元年 9月30日（月）午前10時から

令和元年12月27日（金）午後 5時まで

5 退職すべき期日

令和2年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）に必要な事項を記入の上、4の募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該応募申請書について、次の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより提出する。

ア 県教育委員会事務局及び教育機関の職員並びに県立学校の事務関係職員

4の募集期間内に岡山県教育庁教育政策課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

イ 県立学校の教職員（事務関係職員を除く。）

4の募集期間内に岡山県教育庁教職員課長に提出する。ただし、当該提出後、4の募集期間内に新たに応募申請書が提出された場合は、速やかに提出する。

ウ 市町村（組合）立学校（岡山市立学校を除く。）の県費負担教職員

別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教職員課長に提出する。

エ 県教育委員会から市町村教育委員会に派遣している職員

別に定める応募申請書の提出期限までに、岡山県教育庁教育政策課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

県教育委員会は、4の募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する。

(令和2年1月中旬から2月上旬までの間に通知する予定)

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、早期退職に係る募集応募取下げ申請書(別紙様式2)を(1)の応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

(1) 6(1)ア及びエに規定する職員関係

岡山県教育庁教育政策課 担当：人事班

e-mail : kyoiku-jinji@pref.okayama.lg.jp

(2) 6(1)イ及びウに規定する教職員関係

岡山県教育庁教職員課 担当：義務教育人事班

e-mail : gimujinji@pref.okayama.lg.jp

担当：高校教育人事班

e-mail : koukoujinji@pref.okayama.lg.jp

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は、応募することができない。

① 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員

② 令和2年3月31日までに定年に達する職員

③ 募集開始日において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下単に「懲戒処分」という。)又はこれに準ずる処分を受けている者並びに4の募集期間中に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

① この募集実施要項に適合しない場合

② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県教育委員会 殿

応募年月日 令和 年 月 日

応募申請者 印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 令和2年3月31日の見込みで記入すること。

2 応募をする早期退職希望者の募集について

退職すべき期日	令和 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県教育委員会 殿

取下げ年月日 令和 年 月 日

取下げ申請者

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな 氏 名		所属	
		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日	令和 年 月 日

(注)「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。
また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※県教育委員会記入欄

受理年月日	令和 年 月 日
応募申請書の受理番号	

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

令和 年 月 日

岡山県教育委員会 殿

所属名

氏 名

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知された退職すべき期日	令和 年 月 日
認定年月日	令和 年 月 日

（注）「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

令和元年度早期退職に係る募集実施要項

令和元年11月15日

1 募集の目的

今般、組織の年齢別構成を適正化することを目的として、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号。以下「条例」という。）第8条の2第1項第1号に掲げる定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うものである。

2 募集の対象

令和2年3月31日現在において、勤続11年以上かつ45歳以上の職員（注1参照）

3 募集人数

20人

4 募集期間

令和元年11月15日（金） 午前10時00分から

令和元年12月27日（金） 午後5時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長する場合がある。

5 退職すべき期日

令和2年3月31日

※ 条例第8条の2第11項の規定による認定（以下「認定」という。）の後で生じた事情により、退職すべき期日に退職することで公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、必要な限度で当該期日を繰り下げることがあり得る。

6 応募の手続等

(1) 応募の手続

応募しようとする職員は、「早期退職に係る募集応募申請書（別紙様式1）」に必要事項を記入の上、募集期間内に所属長に提出し、所属長は、当該申請書を警務部警務課長に提出する。

(2) 認定又は不認定の通知書の交付

警察本部長は、募集期間終了後、認定又は不認定の通知書を交付する（令和2年1月下旬に通知する予定）。

(3) 応募の取下げ

応募した職員は、応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職に係る募集応募取下げ申請書（別紙様式2）」を応募申請書と同様の方法で提出する。

7 問い合わせ先

警務課人事第一係

(注1) 次の①から③までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

- ① 臨時職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ② 令和2年3月31日までに定年に達する職員
- ③ 令和元年11月15日（募集開始日）において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（ただし、故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）又はこれに準ずる処分を受けている者並びに令和元年11月15日から令和元年12月27日まで（募集期間中）に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

(注2) 応募者が次の①から④までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- ① この募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募後に懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認められる場合
- ④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的な運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認められる場合

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式1

早期退職に係る募集応募申請書

岡山県警察本部長 殿

応募年月日 令和 年 月 日

応募申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募いたします。

1 応募申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 令和2年3月31日の見込みで記入すること。

2 退職すべき期日について

退職すべき期日	令和 年 月 日
---------	----------

(注) 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている日を記入すること。

※ 警務課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式2

早期退職に係る募集応募取下げ申請書

岡山県警察本部長 殿

取下げ年月日 令和 年 月 日

取下げ申請者 _____ 印

※自署すること。

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請者について

ふりがな		所属	
氏名		職名	

2 認定について

認定通知書に記載された認定年月日	令和 年 月 日
退職すべき期日	令和 年 月 日

(注)「2 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合は、その期日を記入すること。

※警務課記入欄

受理年月日	令和 年 月 日
応募申請書の受理番号	

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

別紙様式3

退職すべき期日の繰下げ同意書

令和 年 月 日

岡山県警察本部長 殿

印

私は、岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和29年岡山県条例第8号）第8条の2第14項の規定により下記の退職すべき期日を繰り下げること同意します。

既に通知された退職すべき期日	令和 年 月 日
認定年月日	令和 年 月 日

(注) 「認定年月日」欄には、認定通知書に記載されている認定の日を記入すること。

二 令和元年度における岡山県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の受験者及び合格者の状況

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
県職員 A		人	人	人	人	倍
	行政	(121) 312	(61) 152	(53) 129	(41) 70	4.5
	化学	(1) 8	(1) 8	(0) 5	(0) 2	4.0
	衛生	(5) 7	(5) 7	(5) 7	(2) 2	3.5
	農業	(12) 29	(11) 27	(10) 25	(8) 15	1.9
	土木	(2) 22	(2) 18	(1) 15	(1) 10	2.2
	農業土木	(4) 7	(4) 7	(2) 4	(2) 4	1.8
	畜産	(1) 3	(1) 3	(1) 2	(1) 2	1.5
	林業	(3) 9	(3) 7	(3) 7	(3) 5	1.8
	建築	(1) 2	(1) 2	(1) 2	(1) 2	1.0
	電気	(1) 3	(1) 3	(0) 1	(0) 0	—
計		(151) 402	(90) 234	(76) 197	(59) 112	3.6
県職員 A (追加)	土木	(2) 10	(2) 7	(2) 6	(2) 5	2.0
	電気	(0) 10	(0) 8	(0) 7	(0) 3	3.3
計		(2) 20	(2) 15	(2) 13	(2) 8	2.5
県職員 A (アピール型)	行政	(113) 292	(13) 24	(12) 23	(7) 9	32.4
計		(113) 292	(13) 24	(12) 23	(7) 9	32.4
県職員 B	事務	(16) 51	(6) 16	(5) 15	(3) 6	8.5
	土木	(0) 5	(0) 3	(0) 3	(0) 3	1.7
	小計	(16) 56	(6) 19	(5) 18	(3) 9	6.2
市町村立小・中 学校事務職員	A	(55) 109	(9) 23	(6) 19	(2) 5	21.8
	B	(26) 33	(10) 12	(10) 12	(3) 4	8.3
	小計	(81) 142	(19) 35	(16) 31	(5) 9	15.8
計		(97) 198	(25) 54	(21) 49	(8) 18	11.0
県職員 (社会人経験者等対象)	行政	(53) 154	(8) 41	(6) 35	(4) 10	15.4
	土木	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 0	—
	小計	(53) 156	(8) 41	(6) 35	(4) 10	15.6
障害者対象	県職員 (事務)	(5) 19	(3) 15	(3) 12	(2) 7	2.7
	市町村立小・中 学校事務職員	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	—
	小計	(6) 20	(3) 15	(3) 12	(2) 7	2.9
岡山県職員等合計		(422) 1,088	(141) 383	(120) 329	(82) 164	6.6

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

試験名	試験区分	受験者	合格者 第一次	受験者 第二次	合格者	競争率
岡山県警察官等 採用試験	警察官 A (男性)	人 263	人 225	人 200	人 108	倍 2.4
	警察官 A (女性)	79	65	58	22	3.6
	小計	(79)	(65)	(58)	(22)	2.6
	警察行政 職員 A	(64) 109	(25) 41	(21) 35	(7) 10	10.9
	計(A)	(143) 451	(90) 331	(79) 293	(29) 140	3.2
	警察官 B (男性)	228	171	163	46	5.0
	警察官 B (女性)	63	28	27	6	10.5
	小計	(63) 291	(28) 199	(27) 190	(6) 52	5.6
	警察行政 職員 B	(24) 32	(12) 14	(10) 11	(2) 2	16.0
	計(B)	(87) 323	(40) 213	(37) 201	(8) 54	6.0
	警察行政 職員(障害者 対象)	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	—
	警察官等合計	(230) 774	(130) 544	(116) 494	(37) 194	4.0

(注1) ()内は女性で内数

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

(2) 選考の状況

①採用

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人
		9	1						1
		8		1					1
		7		2					2
		6	6	5					11
		5							
		4		2					2
		3	1	4	1				6
		2	14		1				15
		1	48	7					55
研究職		5							
		4							
		3							
		2	3						3
		1			2				2
医療職	(一)	4							
		3							
		2							
		1	4						4
	(二)	7							
		6							
		5							
		4							
		3	1						1
		2	9						9
		1							
	(三)	6							
		5							
		4							
		3	2			1			3
2		8			1			9	
1									
公安職		9							
		8			1				1
		7			7				7
		6			7				7
		5			5				5
		4			5				5
		3			9				9
		2			6				6
		1			9				9
計			97	21	55				173

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

②昇任

給料表		任用級	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計	
行政職		級	人	人	人	人	人	人	人	
		9								
		8								
		7								
		6			4				4	
		5								
		4			5				5	
		3			12				12	
		2			20				20	
		1								
研究職		5								
		4			1				1	
		3								
		2			2					2
		1								
医療職	(一)	4								
		3								
		2								
		1								
	(二)	7								
		6								
		5								
		4								
		3								
		2								
		1								
	(三)	6								
		5								
		4				1				1
		3								
2										
1										
公安職		9								
		8								
		7				18				18
		6								
		5								
		4								
		3								
		2								
1										
計					63				63	

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(令和元年10月4日 岡山県人事委員会)

報告及び勧告のポイント

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定 (0.06%)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)の引上げ (0.05月分)

I 民間給与との比較

- 1 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均44.1歳]	較 差 $(A) - (B) \left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	〈参考〉 較 差 (国)
374,812円	374,580円	232円 (0.06%)	387円 (0.09%)

備考 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから264事業所を無作為抽出し、当該事業所の約9,800人の個人別給与を実地調査(調査完了率:93.2%)

- 2 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)
民間の支給割合 4.49月 (職員 4.45月)

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

- 1 月例給(改定率 0.06%、改定額 223円)
 - ・若年層を対象とした給料表の改定
 - ・民間給与との間に差が生じていることを踏まえ、初任給を引上げ
(初任給:行政職 大卒 193,100円 → 194,300円、高卒 156,200円 → 157,900円)
- 2 期末手当・勤勉手当(特別給)
 - ・年間の支給割合を0.05月分引上げ(4.45月分 → 4.50月分)
 - ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分
- 3 改定の実施時期
 - ・改定の実施時期は平成31年4月1日。ただし、2については令和元年12月1日
- 4 住居手当
 - ・現時点において改定が必要な状況とは言えず、引き続き、他の都道府県の動向等を注視
- 5 獣医師の処遇改善等
 - ・人材確保の観点から、初任給調整手当の拡充等、給与上の処遇改善が必要
 - ・獣医師の確保に向けた取組を一層推進することが必要

Ⅲ 公務員人事管理

1 人材の確保・育成

- ・優秀な人材の確保に向け、様々な機会を通じて県職員としてのやりがい等を発信し、受験者確保に努めることが必要
- ・職員のモチベーションと主体性を高め、持てる能力を最大限発揮できるよう、計画的に人材育成に取り組むことが必要
- ・女性活躍推進の観点から、女性職員の積極的登用や意欲を引き出す取組が重要

2 会計年度任用職員制度の円滑な実施

- ・地方公務員法等の改正法の施行に向け、遺漏のないよう準備を行うことが必要
- ・制度改正の趣旨に沿い、適切に実施することが必要

3 人事評価制度

- ・人事評価の結果を任用や給与等に適切に反映していくことは重要であり、人事評価を通して人材育成につなげることが大切
- ・職種、職場によって異なる事情を踏まえ、納得性のある制度として維持することが必要

4 仕事と生活の両立支援

- ・ワーク・ライフ・バランスに対する職員の一層の理解と、各種休業・休暇制度の積極的な活用を促すことが必要
- ・個人の状況に応じ、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、様々な方策について検討することが必要

5 長時間労働の是正

- ・本年4月に導入した時間外勤務命令の上限規制の制度趣旨を十分に理解し、業務の削減・合理化や業務配分の適正化などの抜本的な対策を検討し、具体的な取組を進めることが必要
- ・新たな技術導入による事務作業の効率化や勤務間インターバル制度など、民間や他団体の取組を参考に、本県の実情を踏まえ、職員の疲労蓄積を防止する取組を進めることが必要

6 心の健康づくり

- ・心の健康の問題は、未然防止が肝要であり、不調者の早期発見と早期対応、再発防止のための関係機関等との連携強化が重要

7 障がい者雇用に関する取組

- ・障がい者雇用促進の観点から、障がいの内容や程度に応じて能力が発揮されるよう、採用後の具体的な業務等について検討していくことが必要

8 定年制度の見直し等

- ・定年の引上げ等に関する国の動向を注視しつつ、円滑な実施に向けた準備が必要
- ・当面は、再任用職員の職域拡大、フルタイムでの任用の拡大等に向けた取組を進めることが必要

9 公務員倫理の徹底

- ・職員が公務員倫理の重要性を深く理解し、強い使命感と高い規範意識を持って全力で職務に精励できるよう、不祥事根絶に向けた取組を推進することが必要
- ・あらゆるハラスメント行為の未然防止や解決に向け、十分な対策が必要

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

《参考1》 令和元年度の平均年間給与（行政職：平均年齢 44.1歳）

勧告前	勧告後	勧告前後の差
6,236千円	6,250千円	14千円

《参考2》 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末・勤勉手当		平均年間給与	
	較差率	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成22年	0.34%	0.33%	3.95月	△0.20月	△5.4万円	△0.9%
平成23年	0.19%	0.18%	4.00月	0.05月	2.9万円	0.5%
平成24年	0.01%	—	3.95月	△0.05月	△1.9万円	△0.3%
平成25年	0.04%	—	3.95月	—	—	—
平成26年	0.16%	0.16%	4.10月	0.15月	6.7万円	1.1%
平成27年	0.21%	0.21%	4.20月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成28年	0.12%	0.12%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.8%
平成29年	0.11%	0.11%	4.40月	0.10月	4.5万円	0.7%
平成30年	0.06%	0.06%	4.45月	0.05月	1.6万円	0.3%
令和元年	0.06%	0.06%	4.50月	0.05月	1.4万円	0.3%

※ 平均年間給与の欄は、各年の勧告実施による増減を示したものの

3 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

	平成30年度末現在 未処理件数	令和元年度の 措置要求件数	令和元年度の 処理件数	令和元年度末現在 未処理件数
給 与	1		1	
旅 費				
勤 務 時 間	1		1	
休 暇				
執 務 環 境				
厚 生 福 利				
転 任				
任 用				
そ の 他				
計	2		2	

4 不利益処分に関する審査請求の状況

		平成30年度末現在 未処理件数	令和元年度の 審査請求件数	令和元年度の 処理件数	令和元年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職				
	懲戒免職		1	1	
	転 任				
	そ の 他				
	計		1	1	

◎岡山県告示第五百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局瀬戸内邑久店	医療機関の名称	岡本薬局	さくら薬局瀬戸内邑久店	令和二年九月九日
すさい薬局	医療機関の所在地	赤磐市周匝七二八―二	赤磐市周匝七二八―四	令和二年七月五日

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四三〇号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
玉野市玉三丁目一番一七地先から 玉野市玉三丁目一〇〇番九地先まで	新	八・六〇 三八・五	一〇五〇・〇
玉野市玉三丁目一番一七地先から 玉野市玉三丁目一〇〇番九地先まで	旧	六・九〇 三六・〇	一〇五〇・〇

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇一K建部町市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇一D建部町桜〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三〇三K西原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三〇三K田地子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町富沢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇一D建部町桜〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町地子〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町西原〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇五K北木島町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇五K美の浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六八一K小森〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K細田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K唄谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K唄谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K唄谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K宮地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

六八一K宮地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一D上田東〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D北〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D北〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D北〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D岨谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇四 K 宇藤木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 宇藤木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 小島地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 小島地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 滝〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 槌ヶ原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 槌ヶ原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 槌ヶ原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 永井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 永井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 永井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 迫間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 迫間〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 K 迫間〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四 D 小島地〇〇一	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇四D長尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇二	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇四D長尾〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇四D迫間〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D迫間〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D広岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二三K町苅田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K町苅田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K山口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K山口〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K山口〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K由津里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K由津里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K由津里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K由津里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K可真下〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K佐古〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二二三D岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一二	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一一	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D町苅田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D町苅田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三K弥上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K稗田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K稗田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K野間〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K野間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石蓮寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石蓮寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二二三D岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D岡〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D可真下〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D可真下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D沢原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D弥上〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇二K真備町市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町上二万〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町上二万〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町川辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町辻田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町箭田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町尾崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇六	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇二D真備町上二万〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町下二万〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町下二万〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町服部〇〇六	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇八K赤浜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K奥坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K奥坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇八K新本〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K東阿曾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K地頭片山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K西郡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D久米〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D小寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一二	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇八D新本〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D西阿曾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇三K一色〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一色〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K久米川南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三K南方中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K南方中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K奥津川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K奥津川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇四	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D 宮部上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 宮部上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 宮部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 宮部上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 福田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 福田上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 里公文〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇七	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D大岩〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大岩〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇六	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D大吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D西上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D西上〇〇三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇一K建部町市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇一K建部町桜〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町富沢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町西原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇二	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇一D建部町桜〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町富沢〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町富沢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町富沢〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町中田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町西原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D上田東〇〇一	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

二〇一K建部町市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町大田〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇一K建部町桜〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町桜〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町品田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町田地子〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町富沢〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K建部町西原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町大田〇〇六	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇一D建部町大田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町桜〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町品田〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町建部上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町田地子〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町富沢〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町富沢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町富沢〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D建部町中田〇〇一	土石流	次の図のとおり

二〇一D建部町西原〇〇二

土石流

次の図のとおり

六八一D上田東〇〇一

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇五K北木島町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇五K神島〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K美の浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇五K北木島町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K北木島町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K神島〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五K美の浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇五D絵師〇〇二	土石流	次の図のとおり

する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇五D北木島町〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇五D北木島町〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇五D神島〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇五D富岡〇〇二	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、吉備中央町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	六八一K小森〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K小森〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K細田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K黒山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K黒山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K黒山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K岨谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	六八一K岨谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

六八一K小森〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K小森〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K細田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K黒山〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一K吉川〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

六八一K吉川〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六八一D上田東〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇四	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇五	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇六	土石流	次の図のとおり
六八一D小森〇〇七	土石流	次の図のとおり
六八一D北〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D北〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D岨谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D納地〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇一	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇二	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇三	土石流	次の図のとおり
六八一D吉川〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、玉野市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二〇四K宇藤木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K宇藤木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K小島地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K小島地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K滝〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K槌ヶ原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K槌ヶ原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K槌ヶ原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K永井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K永井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K迫間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇四K迫間〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇四D長尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D小島地〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四K迫間〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇四D長尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇四D迫間〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D迫間〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D広岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇四	土石流	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令 第八十四号)で定 める衝撃に関する 事項
二〇四K宇藤木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K宇藤木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K小島地〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K小島地〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K滝〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K滝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇四K滝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇四D滝〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇四D滝〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D槌ヶ原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D永井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇四D長尾〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇四D迫間〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D迫間〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇四D広岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇四D木目〇〇四	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域

二〇三K中北上〇〇六

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
（平成十三年政令
第八十四号）で定
める衝撃に関する
事項

二〇三K中北上〇〇六

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二二三K町苅田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K町苅田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K山口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K山口〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K山口〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K由津里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K由津里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K由津里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K由津里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K可真上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K可真上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K可真下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K可真下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K可真下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K可真下〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K佐古〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K沢原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二三K沢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二二三D由津里〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D由津里〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D山口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D町苅田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D町苅田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三K弥上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K稗田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K稗田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K野間〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K野間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石蓮寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K石蓮寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K酌田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K沢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
二二三D岡〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二二三D岡〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二二三D岡〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二二三D岡〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二二三D可真下〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二二三D可真下〇〇八	土石流	次の図のとおり	
二二三D沢原〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二二三D沢原〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二二三D沢原〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二二三D沢原〇〇八	土石流	次の図のとおり	
二二三D酌田〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二二三D酌田〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二二三D酌田〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二二三D稗田〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二二三D稗田〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二二三D稗田〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二二三D稗田〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二二三D弥上〇〇一	土石流	次の図のとおり	

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二二三 K 町苅田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 町苅田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 山口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 山口〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 山口〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 由津里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 由津里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 由津里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 由津里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 岡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 岡〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 可真上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 可真上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 可真下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 可真下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 可真下〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 可真下〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 佐古〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 沢原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 沢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 沢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 沢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 酌田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 酌田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 酌田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 酌田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 石蓮寺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 石蓮寺〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 殿谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三 K 殿谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二二三D 沢原〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D 沢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D 沢原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 沢原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D 可真下〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D 岡〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D 岡〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D 岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 由津里〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二三D 由津里〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D 由津里〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D 由津里〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D 山口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D 町苅田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D 町苅田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三K 弥上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K 稗田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K 稗田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K 野間〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K 野間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K 殿谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二一三D酌田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一三D酌田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二一三D酌田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二一三D稗田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二一三D稗田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二一三D稗田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二一三D稗田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二一三D弥上〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
一 土砂災害警戒区域		
二〇二K真備町市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町上二万〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町上二万〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町川辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町辻田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町箭田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町尾崎〇〇一	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇二D真備町市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町上二万〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町上二万〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町川辺〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町辻田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K真備町箭田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町市場〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町尾崎〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町上二万〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町下二万〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町下二万〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一二	土石流	次の図のとおり

事項

二〇二D真備町妹〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町妹〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇二D真備町服部〇〇六	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、総社市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
	二〇八K赤浜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K井尻野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K井尻野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K井尻野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K井尻野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K奥坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K奥坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K久代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K久代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K久代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K久代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇八K新本〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇八K新本〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K長良〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K東阿曾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K地頭片山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K西郡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D久米〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D小寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇九	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧
二〇八D新本〇一〇	二〇八D新本〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一一	二〇八D新本〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一二	二〇八D新本〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一三	二〇八D新本〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一四	二〇八D新本〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一五	二〇八D新本〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D西阿曾〇〇一	二〇八D西阿曾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇一	二〇八D山田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇二	二〇八D山田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇三	二〇八D山田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇四	二〇八D山田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇五	二〇八D山田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇六	二〇八D山田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇七	二〇八D山田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇一	二〇八D岡谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇二	二〇八D岡谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇三	二〇八D岡谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇四	二〇八D岡谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇五	二〇八D岡谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇二	二〇八D地頭片山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇三	二〇八D地頭片山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇三	二〇八D宿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇四	二〇八D宿〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇五	二〇八D宿〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇六	二〇八D宿〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇七	二〇八D宿〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇八	二〇八D宿〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇九	二〇八D宿〇〇九	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇八K赤浜〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K井尻野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K奥坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K奥坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K久代〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇八K新本〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K新本〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K長良〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K東阿曾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K山田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K岡谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K地頭片山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八K西郡〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D奥坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D久代〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D久米〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D小寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一〇	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇八D新本〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D新本〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇八D西阿曾〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D山田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D岡谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇八D地頭片山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇八D宿〇〇九	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

◎岡山県告示第五百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二〇三K一色〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一色〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K久米川南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三K中北上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K南方中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K南方中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K奥津川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K奥津川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇二	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D 宮部上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 宮部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 宮部上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 南方中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 福田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中北上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井下〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 坪井上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 里公文〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 久米川南〇〇三	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D市場〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇〇四	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
二〇三D大岩〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇三D大岩〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇三D大吉〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇三D大吉〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇三D大吉〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇三D大吉〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇三D大吉〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二〇三D奥津川〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇三D奥津川〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇三D奥津川〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇三D奥津川〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇三D新野山形〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇三D新野山形〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇三D新野山形〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二〇三D新野山形〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二〇三D西上〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇三D西上〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇三K一色〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三K一色〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K久米川南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K神代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K坪井上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K中北上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K南方中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K南方中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D坪井上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井上〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D里公文〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D久米川南〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D一色〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三K西下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K西上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K奥津川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K奥津川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K市場〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K油木北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K宮部上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D宮部下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D宮部上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D南方中〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D南方中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D南方中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D南方中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D南方中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D南方中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D福田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D中北上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D中北上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D中北上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井下〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井下〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井下〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井下〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井下〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D坪井下〇〇四	土石流	次の図のとおり

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

二〇三D八社〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D八社〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木上〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木北〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D油木下〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D市場〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D大岩〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D大岩〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大岩〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D大吉〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D奥津川〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇四	土石流	次の図のとおり

二〇三D新野山形〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D新野山形〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D西上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D西上〇〇三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

〔四三三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

明治土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

佐藤 精文

井原市芳井町片塚八六五

事の別

監 事

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

〔四三四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

足守土地改良区

二 地区名

上土田水路（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和二年九月二十九日から同年十月二十日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

〔四三五〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、総社市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

総社市全域	測量区域
公共測量（空中写真測量）	測量の種類
令和二年九月十六日から令和三年三月三十一日まで	測量期間

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

〔四三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九四―三、四七九五―三、四七九六―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市鳥羽三六七―ア シュランスB一〇一

浦川 俊之

浦川 奈緒美

三 許可番号

岡山県指令建指第七一号

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

〔四三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九六一三、四七九七一三、四八〇〇一二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区箕島二九二一アニメートB二〇三号室

鎌田 堅太

三 許可番号

岡山県指令建指第七九号

〔四三八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

ネットワーク機器の借入れ 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及びネットワーク機器借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年11月2日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234—0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年9月29日(火)から同年11月9日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ160グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和2年11月18日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和2年11月19日(木) 午前9時40分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和2年10月27日(火)までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部警務部情報管理課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和2年11月9日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならぬ。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Network device 1 set

(2) Lease period :

From 1 March, 2021 through 28 February, 2026

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 9 November, 2020

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2242

令和2年9月29日 岡山県公報 第12231号

〔四三九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式

二 借入期間

令和二年十一月一日から令和九年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部刑事部科学捜査研究所

岡山市北区富田町一丁目三番二号

四 落札者を決定した日

令和二年九月十七日

五 落札者の名称及び住所

株式会社J E C C

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

六 落札金額

一月当たり五〇〇、五〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四五、五〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年七月二十一日